

専用水道の給水開始等に伴う届出・申請等について

1. 専用水道とは

専用水道は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の適用を受け、安全で衛生的な水の供給が定められています。寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、以下のいずれかに該当する水道施設は「専用水道」となります。

(1) 居住人口による基準

100 人を超える者に対し、その居住に必要な水を供給するもの

※一時的な「滞在」ではなく「居住」人口で判断します。

(2) 給水量による基準

人の生活用（飲用・炊事用・浴用等）に使用する一日最大給水量が 20m^3 を超えるもの。

※工場製品の製造用やプール用など、生活用以外の水量は含みません。

【専用水道の適用除外について】

ただし、上述の要件を満たしていても、次の条件が当てはまるものは専用水道に該当しません。他の水道（市営水道等）から供給を受ける水のみを水源とする水道施設（受水型）で、以下のどちらかの条件を満たす場合は、専用水道から除外されます。

○地中または地表に設置された口径 25mm 以上の導管の全長が 1,500m 以下

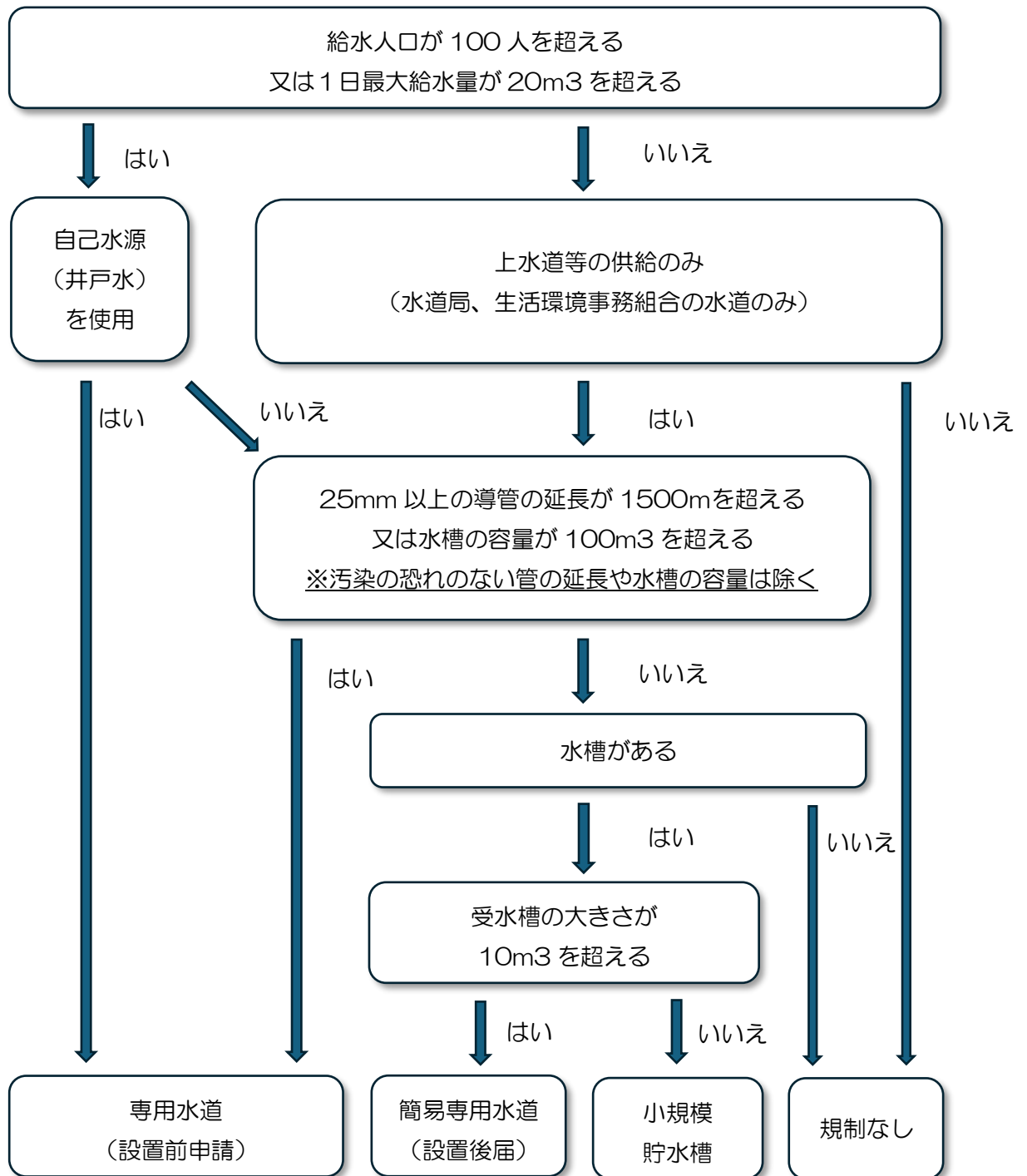
○地中または地表に設置された水槽の有効容量の合計が 100m^3 以下

※受水槽がすべての面（6 面）点検可能なものは専用水道には該当しません。

※専用水道に該当しない場合でも、受水槽の有効容量によって「簡易専用水道（ 10m^3 超）」や「小規模貯水槽水道（ 10m^3 以下）」としての管理が必要になりますのでご注意ください。

なお、次項のフローにより、「簡易専用水道」に該当する場合には、届出が必要となります。詳しくは、八代市ホームページ掲載の、「簡易専用水道の管理について」をご参照ください。

専用水道、簡易専用水道判定フロー



※ 汚染の恐れのない導管の延長や水槽の容量

① 導管 (受水槽以降の全ての管)

建物内の配管を除く、地表 60cm 以上にある 25mm 以上の導管

② 水槽

地表、屋上等に設置された 6 面点検が可能な水槽

点検スペースが底面、側面 60cm 以上、上部 100cm 以上

2. 専用水道布設工事確認の申請手続き

専用水道を**新設・増設・改造する（布設工事を行う）**場合、着工前の確認申請や給水開始前の届出が法令で定められています。

【ステップ1：事前相談】

設計段階（着工前）に、施設平面図や系統図をお持ちのうえ、水道局にご相談ください。

【ステップ2：布設工事確認申請書の提出】

工事着工前（工事着工 30 日前まで）に申請書および必要書類を水道局に提出してください。

※審査から確認済通知書の交付まで約 2 週間程度かかります。

〈提出書類〉様式第 1 号（専用水道布設工事確認申請）、その他必要書類

【ステップ3：布設工事確認済通知書の交付・工事着工】

確認済通知書の交付を受けた後、工事に着手できます。

【ステップ4：工事完了・施設検査及び水質検査の実施】

全項目の水質検査および施設検査を行い、基準適合を確認してください。

【ステップ5：給水開始届の提出】

水質検査結果等の書類を添えて、給水を開始する前に、水道局へ届出を行ってください。

〈提出書類〉様式第 4 号（専用水道給水開始届）、水質検査結果書の写し等

【ステップ6：給水開始】

安全を確認したうえで給水を開始してください。

3. 設置者が守るべき主な義務と日常の維持管理

専用水道の設置者は、安全で衛生的な水を供給するため、水道法に基づく適正な維持管理を行う義務があります。施設や水質の維持管理に関しては、水道局と同等の水準が要求され、水道技術管理者を任命して管理に従事させなければなりません。

(1) 水道技術管理者の設置（水道法第 19 条）

専用水道の管理を適正に行うため、法令で定める資格を有する水道技術管理者を 1 名おかなければなりません。設置または変更した場合は届出が必要になります。

〈提出書類〉様式第 7 号（水道技術管理者設置届）、資格を証する書類等

(2) 水質検査の実施（水道法第 20 条）

安全な水を常時確保するため、定期・臨時の水質検査を行い、検査結果の記録を 5 年間保存してください。

- 毎日検査：給水栓（蛇口）にて、外観（色・濁り）、臭気、残留塩素を測定してください。
- 定期水質検査：1 ヶ月に 1 回、3 ヶ月に 1 回等計画的に実施してください。
- 原水の水質検査：すべての水源について、水質が最も悪化する時期を含め、毎年 1 回以上、全項目検査を実施してください。
- 水質検査機関：設置者が自ら検査施設を設けるか、環境省の登録を受けた水質検査機関（※）に委託して、実施してください。（※環境省のホームページに掲載してあります“水質検査機関登録簿”をご参照ください。）

(3) 衛生上の措置（水道法第 22 条）

清潔の保持：取水場、貯水池、受水槽等の周辺を清掃し、汚染を防止してください。

(4) 関係者の健康診断（水道法第 21 条）

取水場・浄水場・配水池等で業務に従事する者に対し、定期（おおむね 6 か月ごと／保菌者検査等）および臨時の健康診断（検便等）を実施し、記録を 1 年間保存してください。

(5) 施設・設備の点検管理

- 受水槽・高架水槽：周囲の汚染防止、マンホールの密閉、通気管・オーバーフロー管への防虫網（2mm メッシュ）の設置、水の滞留防止等の点検を行います。
- 維持管理記録の作成：1 年間の管理計画書、施設配置図、清掃・点検記録、水質検査記録などを整理・保存してください。

(6) 給水の緊急停止（水道法第 23 条）

水質汚染等の事故が発生し、飲料水が汚染された（またはそのおそれがある）場合は、直ちに給水を停止し、利用者に周知するとともに保健所（又は水道局）へ報告してください。

(7) 報告書の提出及び立入検査への対応（水道法第 39 条）

水道法第 39 条第 2 項の規定に基づき、年度ごとに専用水道の維持管理状況に関する報告書を提出する必要があります。提出された報告書は内容を審査し、必要に応じて施設の立入調査や指導、助言を行います。

〈提出書類〉維持管理報告書、水質検査計画